ハラスメントに係る相談対応について

~相談窓口の役割及び対応について~

(一社) 三田労働基準協会

(一社) 品川労働基準協会

企業の相談窓口でハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに調査を行った上で、事実認定・判断(評価)を行い、その内容に応じて懲戒処分や再発防止対策等を講じることが求められています。また、ハラスメント関連の法律の他、相談内容によっては公益通報者保護法に基づき適切に対応を行うことも必要となりますし、ハラスメントへの社会的な関心が高まっているため、相談対応に問題があれば、企業のイメージダウンにもつながりかねません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

- 1 日 時 2025年7月3日(木)14:00~16:30(開場・受付は13:30~)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫氏(中山・男澤法律事務所)
- 4 内容 ハラスメントとは

公益通報者保護法とは

ハラスメント相談対応の実務と留意点

5 受講料 (資料代込) 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円

品川労働基準協会は、消費税不課税事業者です

- 6 定 員 32名
- 7 申込方法等
 - ① 裏面「申込書」により、6月26日(木)までに品川労働基準協会あて Fax してください。 受講可能な場合は、「受講票」を申込担当者あて Fax で返信いたします (申込書に必ず Fax 番号をご記入ください)。 受講料は、6月26日(木)までに次の銀行口座にお振込みください (振込手数料はご負担願います)。

銀行名: みずほ銀行 五反田支店 普通預金 2970474三菱UFJ銀行 五反田支店 普通預金 0228757

・口座名義:シャ)シナガワロウドウキジュンキョウカイ

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください(例 0703 ○○サンギョウ)

- ② 6月26日(木)までの取消しは、受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- ③ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。
- 8 問合先 (一社) 品川労働基準協会

電話: 03-5948-6845 FAX: 03-6369-4522

^{*}この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

「ハラスメントに係る相談対応について」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日: 2025年7月3日(木))

申込 Fax. 送付先 (一社) 品川労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-6369-4522

いずれか、〇を お付け下さい	三田協会・池袋協会・	• 大田協会	• 渋谷協会	• 新宿協会
事業場名				
所 在 地				
電話		Fax (返信用)		
申込担当者 職•氏名				
フリガナ 受講者氏名				
メール案内 要・否	担当者のメー ルアドレス			

- 注:① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
 - ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。
 - ③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

一般社団法人 三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

Tel 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅 A9 出口徒歩 1 分 JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分

協会	
使用欄	

会場案内図

